酪連だより

昭和 40 年４月１日から

ホルスタイン種審査標準の配点と不合格基準が変ります

審査標準はその牛のもつ泌乳能力や飼料の利用性、また強健性、長命性、均りあいのよさなどを評価するための物指しですから、乳牛の改良の進み方に応じ、あるいは今後の改良の方向に沿って変っていきます。現在、わが国ホルスタイン牛の共通の欠点で今後重点的に改良しなければならない点は、乳房の付着及び容積が不十分で形状の悪いこと、乳頭の斎一を欠いていること、肢蹄が弱いこと、後軀特に尻の面積が小さく傾斜が強いことが挙げられ、今後これらの改善を図ることが必要です。

このためには審査標準の中の該当部位の付点を重くしていくことが効果的で、これら部位の改善に大いに役立つという考え方が今回の改訂の根本になっております。

また、高等登録に不合格とする乳器、体積の得率及び胸囲の基準を引き上げ、従来基準制限がなかった保証血統及び本登録にも不合格の基準を新たに設け、いづれも来たる４月１日より実施いたします。

審査標準配点新旧対照表（牝牛）

区分	一般外貌（30）				乳用牛の特質（20）		体積（20）		乳器（30）				
	品種の特徴	肩・背・腰	尻	肢蹄	頸・き甲・肋・腰・腿	皮膚被毛	前肋・胸	肋腹	乳房 質	乳房 容積形状	乳房 乳頭	乳静脈
現行	9	6	7	8	13	7	8	12	10	12	3	5
改訂	8	5	8	9	13	7	8	12	8	14	5	3
米国（参考）	10	10		10	20		10	10	乳房 10	前乳房 6	後乳房 7	乳頭 5	2

高等登録（牝牛）並びに保証血統登録・本登録の不合格基準新旧対照表

区分	改訂	現行
高等登録不合格	(イ) 乳器 75%に満たないもの (ロ) 体積 74%に満たないもの (ハ) 生後24ケ月以上で胸囲180cm未満のもの（体重条件削除） (ニ) 生後24ケ月以上で体高128cm未満のもの（新設）	(イ) 乳器 正常機能の乳器で28%以上の減率（73%以上の得率は可）があったもの (ロ) 体積 30%以上の減率（71%以上の得率は可）があったもの (ハ) 生後 24ケ月以上で胸囲175cm未満のもの，又は体重438Kg未満のもの
保証血統登録 初代 2代 本登録 不合格（新設）	(イ) 乳器 73%に満たないもの (ロ) 体積 72%に満たないもの (ハ) 生後18ケ月以上で胸囲165cm未満，体高124cm未満のもの (ニ) 生後24ケ月以上で胸囲175cm未満体高126cm未満のもの	

（何れか一つでも該当すれば不合格）

高等登録体格審査を４月に行います

40 年度春期高等登録体格審査を４月中に全県に亘り実施の予定です。

現在、受験牛をとりまとめ中ですから、御希望の方は至急、組合又は登録委員の方に御申出下さい。

ホ種系牛審査〔保血を含む〕を実施します

昭和40年度ホ種系（保血を含む）
体格審査実施計画表　（第１次）

審査月日	実施会員名（地区）
5月10日（月）	芳井
11（火）	山陽・新山
12（水）	〃　山田
13（木）	美星
14（金）	旭東
15（土）	加茂川
17（月）	倉敷・水島
18（火）	浅口
19（水）	児島
20（木）	御津中部
21（金）	総畜総社支所
22（土）	一宮
24（月）	美作
25（火）	〃
26（水）	新見（阿哲）
27（木）	総畜高梁支所，成羽
28（金）	〃
29（土）	〃
31（月）	総畜和気，赤磐支所，熊山
6月1日（火）	岡山

注，北部（ジ種を含む）は本会が支障ない限りにおいて随時実施し本会から係員を派遣する
第２次審査は11日又は12日に実施の予定

ホ種系牛登録制度の改訂については、本誌２月号で詳述したとおり、従来の予備登録を廃止して、血統登録繰り入れを１代早めるという画期的なもので、乳牛飼養者にとっては、相当魅力ある有利なものとなっております。

他方、一昨年来低迷を余儀なくされていた乳牛相場についても徐々に昂騰しており、ホ種系の資格牛をお持ちの方は、それぞれの資格に従ってはっきり格付けすることが、乳牛の改良上、また売買上必須の条件となってきます。

本県でも、これらの有資格牛で未受検のものが相当数おり、昨年は飼養者の方に直接文書をもって連絡し、また今年は一覧表を作成して各組合に連絡し受検方を勧誘しています。

これらの牛の審査については40年度中に２回行うこととし、第１次審査を別表のとおり実施しますからホ種系で生後18ヶ月以上の資格牛をお持ちの方は残らず受検するようにして下さい。

（初代本登録受検牛は未受胎でもよろしいが、２代本登録及び保証血統登録受検牛で生後24ヶ月以上のものは妊娠確実であること）

なお、詳しくは組合又は登録委員の方にお尋ね下さい。

昭和39年分酪農課税標準について

酪農家の方々には毎年のことながら税金については関心が深いことと思います。県酪連におきましても、昨年秋から各酪農組合と数回に亘り酪農課税対策を練り、広島国税局に対して適正な課税方について強く要望してまいりました。その結果、39年分酪農課税標準は次のように内示されたので、所属の組合と相談されながら申告されるようお知らせします。

種目	単価	標準率	数量	標準率算定の内訳											
				収入金		必要経費									差引所得金額
				単価	金額	公租公課	種苗代種付料	肥料代飼料代	雇人費	農具費	償却費	薬剤費	その他	計	
産とく	1頭当り経費	収入金の10,500円と26%	1頭		33,670	64	1,200	13,665	—	—	493	—	3,352	18,774	14,896
乳牛	〃	収入金の40,000円と41%	4,051Kg	340	137,734	265	—	72,764	—	—	16,476	—	7,440	96,945	40,789

その他実費等により控除するもの	年間雇人費，牛馬耕賃（くら下料）乳牛の家畜共済に対する共済掛金，農業用船舶，乳牛用ミルカー，カッター，動力牧草刈取機，クーラー，火力乾燥費，農業所得を得るために必要な借入金の支払利子，電牧設備，貯水設備，索道設備，土地改良費（永久資産の取得費を除く），農業協同組合が取扱っている建物火災共済（自然災害，担保付建物厚生共済は除く）の掛金，果樹等に使用する防寒布，こも，い草の倒伏防止網